

非特恵の原産地証明書発給のための原産地規則

2013 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ビジネス情報サービス課

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

第一章 概要	1
第二章 フィリピン	2
第三章 インドネシア	5
第四章 マレーシア	11
第五章 シンガポール	14
第六章 タイ	19
第七章 ベトナム	22
第八章 中国	26
第九章 韓国	30
第十章 台湾	33
第十一章 米国	36
第十二章 EU	40

第一章 概要

1. 原産地証明書について

原産地証明書とは、国際的に取引される物品が実質的にどの国・地域で生産または製造されたかを証明する書類であり、関税政策等の適用にあたり、その物品の原産地国を把握するために必要とされる。実質的な原産地は、当該物品の生産が一カ国・地域で完結している場合には容易に判断できるが、複数カ国・地域にまたがって生産または製造されている場合には、困難な判断となる。

そこで WTO は、原産地規則に関する協定を定めており、それぞれの国・地域では、この協定に基づいて、原産地規則を国内法で定めている。

2. 非特恵の原産地規則

原産地規則は、特恵待遇の付与を行うための特恵原産地規則と、それ以外の非特恵原産地規則とに分かれる。

特恵原産地規則は、一般特恵税率（Generalized System of Preferences : GSP）や、経済連携協定（Economic Partnership Agreement : EPA）・自由貿易協定（Free Trade Agreement : FTA）に基づく特恵税率の適用を受けるための原産地規則である。

非特恵原産地規則は、WTO 協定税率、便益関税、アンチ・ダンピング税の適用、原産地表示、輸入統計の作成を目的とした原産地規則である。

本報告書では、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、台湾、米国および EU の WTO 協定税率適用のための原産地規則を調査を行っている。

第二章 フィリピン

I. フィリピンからの輸出

1. 非特惠の原産地証明書発給のためのフィリピンの原産地規則

(1) 概要

フィリピンで完全に生産または製造された物品は、完全生産品基準で判定され、フィリピンで完全に生産または製造されていない物品は、付加価値基準、または関税番号変更基準が適用される。

以下、これらについて詳述する。

(2) 完全生産品基準

以下に掲げる物品は、完全生産品基準を満たすものとして、フィリピンで生産されたものとみなされる。

- a.) フィリピンで収穫された作物と作物からの生産物
- b.) フィリピンで生まれ育った、生きている動物
- c.) 上記第 b.)項に規定された、生きている動物から生産された物品
- d.) フィリピンでわなかけ、捕獲、養殖、収集または狩猟によって取得された物品
- e.) フィリピンの船舶によって公海で捕獲された生産物とその他の水産養殖生産物
- f.) 上記 e.)項に規定されている生産物からフィリピンの船上で加工または作成した生産物
- g.) フィリピンの土壌、水域、海洋底または海から生成、抽出または取得された鉱産物およびその他の物品
- h.) フィリピンで収集した原材料として再利用することのみに適するもの
- i.) フィリピンで a.)項から h.)項までに規定された品目から加工または製造された物品

(3) 付加価値基準

フィリピンで行われた加工または製造で、以下の算式を用いて計算した付加価値割合が 35%以上となる場合、その物品の原産地はフィリピンとみなされる。

$$\text{付加価値割合(\%)} = \frac{\text{その物品の FOB 価格} - \text{その物品に組込まれている非原産材料の価格}}{\text{その物品の FOB 価格}} \times 100$$

(4) 関税番号変更基準

物品の関税番号の「号」(HS コードの上 6 桁)が、フィリピンで行われた加工ま

Copyright (C) 2013 JETRO. All rights reserved.

たは製造により、当該物品のすべての非原産原料または材料の「号」と異なる場合（HS コードの上 6 桁レベルの変更）、当該物品はフィリピンで生産されたものとみなされる。

2. 発給機関

- (1) 関税局(Export Coordination Division)
(URL: <http://customs.gov.ph/>)
- (2) フィリピン商工会議所
(URL: <http://www.philippinechamber.com/index.php/members/93-co>)
- (3) フィリピン輸出協会(Philippine Export Confederation)
(URL: <http://www.philexport.ph/>)

3. 必要書類

- (1) 輸出前に必要な書類
 - 評価依頼書（輸出予定日の 5 日前までに提出）
 - 原材料のリスト
 - 原価明細
 - 製造過程を示す資料・写真
 - 会社概要
 - その他原産地規則を満たすことを立証する資料
- (2) 原産地証明書の発行に必要な資料
 - 証券取引委員会（Securities and Exchange Commission (SEC)）または貿易産業省（Department of Trade and Industry）へ登録していることを証する書類
 - 原産地証明書の署名に関する証明証で、署名の見本が記載されているもの
 - 代理人を指名している場合には、その委任状
 - 輸出申告書のコピー
 - B/L または Air Waybill その他運送にかかる書類
 - インボイス
 - パッキングリスト
 - 輸出許可が必要なものについては輸出許可書

4. 取得費用

インボイスの価格によって変動する。（最低価格は USD\$43.98）

Copyright (C) 2013 JETRO. All rights reserved.

5. 取得までの日数

申請後 1 営業日

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則

特になし

II. フィリピンの輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、フィリピンの原産地規則を適用する場合の原産地規則

輸入についても輸出時同様、原則 I.1.(1)に示す法令に従う。

2. フィリピンの原産地規則を適用する場合の対応方法

特になし

<根拠法令>

1. Tariff and Customs Code of the Philippines, as amended

www.customs.gov.ph

2. Common Effective Preferential Tariff (CEPT) Scheme as implemented in the ASEAN Free Trade Area (AFTA)

www.tariffcommission.gov.ph

3. Executive Orders (EOs) implementing the Free Trade Agreements with Australia, China, India, New Zealand

www.tariffcommission.gov.ph

第三章 インドネシア

I. インドネシアからの輸出

1. 非特恵の原産地証明書発給のためのインドネシアの原産地規則

原則としてインドネシアで生育され、収穫されたもの、またはインドネシアで製造されたものの原産地をインドネシアとすると定められているのみで、それ以上の詳細な規定はない（Regulation of the Minister of Trade Number: 59/M-DAG/PER/12/2010 第1条第1項）。

したがって、その適用にあたっては WTO の原産地規則協定と、インドネシアが締結している EPA/FTA に規定されている原産地規則等を考慮すべきと考えられる。また、実際の原産地認定の運用については、事前にインドネシア当局へ相談することが望ましい。

2. 発給機関

インドネシア商業省原産地証明書発給部門

<http://www.kemendag.go.id/>

3. 必要書類

- 輸出申告書の写し
- B/L または Air Waybill その他運送にかかる書類
- 納税者番号がわかる書類
- インボイス
- パッキングリスト

4. 取得費用

Rp. 5,000

5. 取得までの日数

申請後 1 営業日

6. 特定の品目について定めている原産地規則

以下のそれぞれの区分に応じて原産地規則が定められている。なお、原産地証明書の取得については、通常の前産地証明書を取得する場合と同様である。

(1) コーヒー

インドネシアで生産されたコーヒーまたはコーヒー豆であること。

(Minister of Trade Regulation No.: 59/M-DAG/PER/12/2010, regarding Provision for Issuance Certificate of Origin for Exported Goods originated from Indonesia)

(2) EU に輸出される農作物

インドネシアで完全に生育された農作物であること

(Minister of Trade Regulation No.: 59/M-DAG/PER/12/2010, regarding Provision for Issuance Certificate of Origin for Exported Goods originated from Indonesia)

- (3) 繊維物品や伝統工芸品で EU、ノルウェー、カナダ、メキシコ等に輸出されるもの
インドネシア特定の製法で生産された繊維物品または伝統工芸品で、一定の認可を受けたもの

(Minister of Trade Regulation No.: 59/M-DAG/PER/12/2010, regarding Provision for Issuance Certificate of Origin for Exported Goods originated from Indonesia)

II. インドネシアへの輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、インドネシアの原産地規則を適用する場合の原産地規則

輸入についても輸出時同様、原則 I.1.(1)に示す法令に従う。

2. インドネシアの原産地規則を適用する場合の対応方法

特になし

<根拠法令>

Minister of Trade Regulation, Regarding certificate of Origin

JENIS DAN BENTUK, KETENTUAN PENERBITAN DAN TATACARA PENGISIAN

II. SKA NON PREFERENSI.

1. INTERNATIONAL COFFEE ORGANIZATION

(Certificate of Origin "Form ICO")

A. JENIS DAN BENTUK

Negara Tujuan :

Semua negara tujuan ekspor.

Mutu :

Kertas tulis yang mengandung Pulp mekanis, yang beratnya tidak kurang dari 70 Gram/M2.

Ukuran :

Standar ISO Size A4
(210 x 297 mm) dengan toleransi 2 mm

Warna Kertas dan Peruntukan Formulir SKA :

- Putih (lembar asli), untuk Importir (dikirim melalui Bank Devisa).
- Hijau (lembar kedua), untuk Sekretariat ISO (dikirim melalui Direktorat Ekspor bersama dengan copy B/L dan Invoice).
- Merah muda (lembar ketiga), untuk Kepabeanan di negara tujuan Ekspor.
- Putih (lembar keempat), untuk Instansi Penerbit.
- Putih (lembar kelima), untuk Eksportir.

Minister of Trade Regulation No.: 59/M-DAG/PER/12/2010

2. CERTIFICATE OF ORIGIN FOR IMPORTS OF AGRICULTURAL PRODUCTS INTO THE EUROPEAN ECONOMIC COMMUNITY

A. JENIS DAN BENTUK

Negara Tujuan :

Uni Eropa

Mutu :

Kertas tulis yang tidak mengandung Pulp mekanis, yang beratnya tidak kurang dari 40 Gram/M².

Ukuran :

210 x 297 mm, dengan toleransi panjang lebih 8 mm atau kurang 5mm

Warna Kertas dan Peruntukan Formulir SKA :

- Kuning muda (lembar asli), untuk Importir.
- Putih (lembar kedua), untuk Instansi Penerbit.
- Putih (lembar ketiga), untuk Bank Devisa.
- Putih (lembar keempat), untuk Kepabeanan di negara tujuan ekspor.
- Putih (lembar kelima), untuk Eksportir.

Minister of Trade Regulation No.: 59/M-DAG/PER/12/2010

3. **CERTIFICATE IN REGARD TO HANDLOOMS TEXTILE
HANDICRAFT AND TRADITIONAL TEXTILE PRODUCTS OF THE
COTTAGE INDUSTRY**

A. JENIS DAN BENTUK

Negara Tujuan :

Uni Eropa

Mutu :

Kertas tulis yang tidak mengandung Pulp mekanis, yang beratnya tidak kurang dari 25 Gram/M2.

Ukuran :

210 x 297 mm

Warna Kertas dan Peruntukan Formulir SKA :

- Putih (lembar asli), untuk Importir.
- Putih (lembar kedua), untuk Instansi Penerbit.
- Putih (lembar ketiga), untuk Kepabeanan di negara tujuan ekspor.
- Putih (lembar keempat), untuk Eksportir.

4. **CERTIFICATE OF ORIGIN FORM "K"**

A. JENIS DAN BENTUK

Negara Tujuan :

Kanada

Mutu :

Kertas tulis yang tidak mengandung Pulp mekanis, yang beratnya tidak kurang dari 25 Gram/M2.

Ukuran :

10 x 297 mm

Warna Kertas dan Peruntukan Formulir SKA :

- Kuning (lembar asli), untuk Importir.
- Putih (lembar kedua), untuk Instansi Penerbit.
- Putih (lembar ketiga), untuk Kepabeanan di negara tujuan ekspor.
- Putih (lembar keempat), untuk Eksportir

5. **CERTIFICATE IN REGARD TO HANDLOOMS TEXTILE
HANDICRAFT TRADITIONAL INDONESIANS HANDICRAFT BATIK
AND TRADITIONAL TEXTILE PRODUCTS OF THE COTTAGE
INDUSTRY**

A. JENIS DAN BENTUK

Negara Tujuan :

Norwegia

Mutu :

Kertas tulis yang tidak mengandung Pulp mekanis, yang beratnya tidak kurang dari 25 Gram/M2.

Ukuran :

210 x 297 mm

Warna Kertas dan Peruntukan Formulir SKA :

- Putih (lembar asli), untuk Importir.
- Putih (lembar kedua), untuk Instansi Penerbit.
- Putih (lembar ketiga), untuk Kepabeanan di negara tujuan ekspor
- Putih (lembar keempat), untuk Eksportir.

6. **CERTIFICATE OF ORIGIN (TEXTILE PRODUCTS)**

A. JENIS DAN BENTUK

Negara Tujuan :

Uni Eropa

Mutu :

Kertas tulis yang tidak mengandung Pulp mekanis, yang beratnya tidak kurang dari 25 Gram/M2.

Ukuran :

210 x 297 mm

Warna Kertas dan Peruntukan Formulir SKA :

- Kuning muda (lembar asli), untuk Importir.
- Putih (lembar kedua), untuk Instansi Penerbit.
- Putih (lembar ketiga) untuk Bea & Cukai di negara tujuan ekspor.
- Putih (lembar keempat), untuk Eksportir.

第四章 マレーシア

I. マレーシアからの輸出

1. 非特恵の原産地証明書発給のためのマレーシアの原産地規則

(1) 概要

マレーシア産の原材料のみから生産される物品は、完全生産品基準で判定される。また、非原産材料を用いて生産される物品は、関税番号変更基準、または現地調達基準が適用される。

以下、これらの基準について詳述する。

(2) 完全生産品基準

完全生産品基準は、マレーシアの国内法で「マレーシアで生産され、100%現地産の原材料が使用されたもの(Manufactured in Malaysia and used 100% local materials)」とのみ定義されており、具体的に定義されていない。

(3) 関税番号変更基準

マレーシアで行われた加工または製造により、物品の関税番号の「号」(HSコードの上6桁)が変更される場合(HSコードの上6桁レベルの変更)、当該加工または製造で得られた物品は、マレーシアで生産されたものとみなされる。

(4) 現地調達基準

工場渡し価格のうち25%以上の現地調達品をもってマレーシアで加工または製造された物品等は、マレーシアで生産されたものとみなされる。

2. 発給機関

国際通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry: MITI) の指定を受けた団体・組織 (以下のリンクを参照)

(URL:http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.document.Document_4a376992-c0a81573-33723372-88f1b20f)

3. 必要書類

まず、マレーシア会社登記所 (Companies Commission of Malaysia: CCM) での製造者または輸出者としての登録が必要となる。

その上で製造者または輸出者は、[法定宣言書\(Statutory Declaration Letter\)](#)を毎年提出する必要がある。

申請に必要な書類は以下の通りである。

- 必要事項が記載された非特恵の原産地証明書フォーム

(URL:http://www.miti.gov.my/cms/storage/documents/44a/com.tms.cms.document.Document_fd863190-c0a81573-42464246-a32b23b0/1/Attachment%20I%20-%20Non%20Preferential%20Certificate%20of%20Origin%20Format.doc)

- 製造者の場合
 - a.) 登記簿謄本、営業許可または製造者許可
 - b.) サンプル、写真およびカタログ

- 輸出者または貿易業者の場合
 - a.) 登記簿謄本
 - b.) 製造者からの製造証明書
 - c.) サンプル、写真およびカタログ

- その他必要と認められる書類例
 - a.) 輸出前に必要となるもの
 - パッキングリスト
 - インボイス
 - b.) 輸出後に必要となるもの
 - パッキングリスト
 - インボイス
 - B/L または Air Waybill その他運送にかかる書類
 - 通関書類(Form K2)

製造者は、申請に際して詳細なコスト情報の提出は求められておらず、各発行団体・組織は、MITI またはマレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority :MIDA) が発行した製造許可をもって承認する。

上記の必要書類は、MITI のガイドラインで定められている書類であり、各発行団体・組織から追加資料の提出を求められることがあるため、詳細については、各発行団体・組織に確認する必要がある。

- a.) マレーシア商工会議所
(URL: <http://www.micci.com/page5/page32/page45/page45.html>)

- b.) マレーシア製造連合会
(URL:[http://www.fmm.org.my/Apply for Certificate of Origin-@-Non-Preferential Certificate of Origin.aspx](http://www.fmm.org.my/Apply%20for%20Certificate%20of%20Origin%20-%20Non%20Preferential%20Certificate%20of%20Origin.aspx))

4. 取得費用

発行手数料は 10MYR

5. 取得までの日数

申請後 1 営業日

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則

特になし

II. マレーシアへの輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、マレーシアの原産地規則を適用する場合の原産地規則

輸入についても輸出時同様、原則 I.1.(1)に示す法令に従う。

2. マレーシアの原産地規則を適用する場合の対応方法

特になし

<根拠法令>

Guidelines on Issuance of Non-Preferential Certificates of Origin issued by MITI.

http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_bacf8104-c0a81573-aba0aba0-df587350&rootid=com.tms.cms.section.Section_MITI_In_Action

第五章 シンガポール

I. シンガポールからの輸出

1. 非特恵の原産地証明書発給のためのシンガポールの原産地規則

(1) 概要

シンガポール産の原材料のみから生産される物品は、完全生産品基準で判定される。また、非原産材料を用いて生産される物品は、現地調達基準、関税番号変更基準、または化学反応基準が適用される。以下、これらの基準について詳述する。

(2) 完全生産品基準

以下に掲げる物品は、完全生産品基準を満たすものとして、シンガポールで生産されたものとみなされる。

- a.) シンガポール国内(その大陸棚を含む)で採掘された鉱物性生産品
- b.) シンガポール国内で収穫された植物性生産品
- c.) シンガポール国内で生まれ、かつ、成育した動物(生きているものに限る)
- d.) シンガポール国内で動物(生きているものに限る)から得られた物品
- e.) シンガポール国内で狩猟または漁ろうにより得られた物品
- f.) シンガポールの船舶により公海ならびにシンガポールの排他的経済水域の海域および外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
- g.) シンガポールの船舶で f.)項に掲げる物品のみを原料または材料として生産された物品
- h.) シンガポール国内で収集された使用済みの物品で、原料または材料の回収のみに適するもの
- i.) シンガポール国内で行なわれた製造の際に生じたくず
- j.) シンガポール国内で前各号に掲げる物品のみを原料または材料として生産された物品

(3) 現地調達基準

当該物品の材料の現地調達率が 25% 以上の場合、その物品はシンガポールで生産されたものとみなされる。なお、現地調達率は以下の算式で計算される。

$$\text{現地調達率} = \frac{\text{現地調達原材料費} + \text{直接労務費} + \text{直接経費}}{\text{工場出荷時の物品価格}}$$

(4) 関税番号変更基準

物品の関税番号の「号」(HSコードの上6桁)がシンガポールで行われた加工または製造により、当該物品のすべての非原産原料または材料の「号」と異なる場合(HSコードの上6桁レベルの変更)、当該加工または製造で得られた物品等は、シンガポールで生産されたものとみなされる。

ただし、上記の関税番号変更基準を満たさない場合であっても、その製造に用いられた輸入または非原産材料の価格の最終物品の工場出荷時点の価格に占める割合が10%未満である場合、当該物品はシンガポールで生産されたものとみなされる。

(5) 化学反応基準

HSコード27類から40類に分類される物品については、上記の現地調達基準または関税番号変更基準を満たさない場合であっても、その製造または加工によりシンガポールで化学反応が起きている場合には、シンガポールで生産されたものとみなされる。なお、化学反応とは生化学反応を含み、分子の崩壊・結合または分子内原子の変化により新たな分子組成をもたらす過程をいい、水溶液化、溶媒除去、結晶水の追加または除去等を含まない。

(6) 原産地の決定を行う上でのその他の注意点

以下のような単純作業がシンガポールで行われたことで生産された場合、その物品は、シンガポールで生産されたものとはみなされない。

- 輸送または保管の際に物品を良好な状態に保つための換気、開梱、乾燥、冷凍、塩水漬け、水溶液化、破損部分の除去等の作業
- 除塵、検査、仕分け、分類等の単純な作業
- 瓶、箱、ケース等に詰めるような単純な作業
- 物品または包装へのマーク付けまたはラベル付け
- 異なる種類か否かを問わず、物品の単純な混合
- 完成品の組み立て
- 上記までの作業の組み合わせ
- 食肉処理等

2. 発給機関

シンガポール関税局

(URL: <http://www.customs.gov.sg>)

シンガポール関税局は、以下の団体・組織に非特惠原産地証明書の発行を認めている。なお、これらの団体・組織は、現地で製造または加工された物品のみでなく、他国で生産されたもので、シンガポールから再輸出されるものに関しても、その原産地証明

書を発行している。しかしこれらの団体・組織は、EU または US 向けのシンガポール原産の繊維または繊維物品についての原産地証明書の発行は行っていない。

- シンガポール中国商工会議所
(URL: <http://www.sccci.org.sg/>)
- シンガポールインド商工会議所
(URL: <http://www.sicci.com/>)
- シンガポール国際商工会議所
(URL: <http://www.sicc.com.sg/>)
- シンガポールマレー商工会議所
(URL: <http://www.smcci.org.sg/>)
- シンガポール製造者連盟
(URL: <http://www.smafederation.org.sg/>)

3. 必要書類

- 必要事項が記入された原産地証明書のドラフト
- 製造者による申告書
- 製造者のインボイス(製造者が申請者の場合)
- 輸出者のインボイス (製造者が申請者でない場合) および供給者のインボイス
- その他必要と認められる書類例: 輸出申告書、工場許可または製造者登録書、パッキングリスト、B/L または Air Waybill その他運送にかかる書類、製造報告書等

4. 取得費用

発行手数料は発行団体で異なるため、詳細については各発行団体に確認する必要がある。

a.) シンガポール中国商工会議所

原則として、7SGD (非会員の場合は 10SGD。また、追加部数や追加発行をする場合には追加費用が生ずる)

(URL: <http://english.sccci.org.sg/index.cfm?GPID=31>)

b.) シンガポールインド商工会議所

原則として、7.49SGD (非会員の場合は 10.7SGD。また、追加部数や追加発行をする場合には追加費用が生ずる。)

(URL: <http://sicci.com/en/service/sicci-trade-documentation>)

- c.) シンガポール国際商工会議所
原則として、9SGD（非会員の場合は12SGD。また、追加部数や追加発行をする場合には追加費用が生ずる）
(URL: <http://cms.sicc.com.sg/COapplprocedures.pdf>)
- d.) シンガポールマレー商工会議所
原則として、7SGD（非会員の場合は10SGD。また、追加部数や追加発行をする場合には追加費用が生ずる）
(URL: <http://www.smcci.org.sg/display/ResourceLinks.asp?NAVID=1773>)
- e.) シンガポール製造者連盟
原則として、9SGD（非会員の場合は12SGD。また追加部数や追加発行をする場合には追加費用が生ずる）。なお、電子申請の場合には、5SGD（非会員の場合には8SGD）
(URL: <http://www.smfederation.org.sg/uploads/CO%20FEES%20ON%20IST%20JUNE%202012.pdf>)

5. 取得までの日数

- a.) シンガポール中国商工会議所
1 営業日（15分で発給されるサービスあり）
- b.) シンガポールインド商工会議所
1 営業日（10分で発給されるサービスあり）
- c.) シンガポール国際商工会議所
新規の場合 2 営業日。新規以外は 1 営業日
- d.) シンガポールマレー商工会議所
即時発給
- e.) シンガポール製造者連盟
1 営業日（即発給されるサービスもあり）

- 6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則
特になし

II. シンガポールへの輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、シンガポールの原産地規則を適用する場合の原産地規則

輸入についても輸出時同様、原則 I.1.(1)に示す法令に従う。

2. シンガポールの原産地規則を適用する場合の対応方法
特になし。

<根拠法令>

The Customs Act

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3Af3e1a9ec-037e-450c-a9a5-343bf5eab23e%20Depth%3A0%20ValidTime%3A01%2F01%2F2012%20TransactionTime%3A27%2F12%2F2011%20Status%3Ainforce;rec=0>

The Regulation of Imports and Exports Regulations Act

<http://www.customs.gov.sg/topNav/leg/act/Regulation+of+Imports+and+Exports+Act.htm>

Singapore Customs

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/per/Rules+of+Origin.htm>

第六章 タイ

I. タイからの輸出

1. 非特惠の原産地証明書発給のためのタイの原産地規則

(1) 概要

WTO の原産地規則に関する条約に従って原産地認定を行っている。

(2) 完全生産品基準

以下に掲げる物品は、完全生産品基準を満たすものとして、タイで生産されたものとみなされる。

- a.) タイ国内で生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る）
- b.) タイ国内で狩猟または漁ろうにより得られた物品
- c.) タイ国内で動物（生きているものに限る）から得られた物品
- d.) タイ国内で収穫された植物性生産品
- e.) タイ国内で採掘された鉱物性生産品および上記 a.)項から d.)項以外の天然資源
- f.) タイ国内で行われる製造もしくは加工作業または消費から生じるくずおよび廃品であって、処分または原材料の回収のみに適するもの
- g.) タイ国内で収集される産品であって、タイ国内で本来の目的を果たすことができずまたは回復もしくは修理が不可能であり、かつ、処分、部品もしくは原材料の回収または再利用のみに適するもの
- h.) タイ国内で本来の目的を果たすことができないまたは回復もしくは修理が不可能な産品から再利用された部品または原材料
- i.) a.)項から h.)項に掲げる物品からタイ国内で完全に得られまたは生産されるもの

(3) 完全には得られず、または生産されない産品

(i) 現地調達基準

当該物品の材料の現地調達率が 40% 以上の場合には、その物品はタイ国内で生産されたものとみなされる。現地調達率は以下の算式により計算される。

$$\frac{\text{タイ原産の原材料価格} + \text{タイにおける直接経費}}{\text{FOB 価格}} \times 100$$

(ii) 関税番号変更基準

物品の関税番号の「号」（HS コードの上 6 桁）が、タイで行われた加工または製造により、当該物品のすべての原料または材料の「号」と異なる場合（HS コードの上 6 桁レベルの変更）、当該加工または製造で得られた物品等は、タイで生産されたものとみなされる。

ただし、以下に掲げるような単純な作業のみで、関税番号変更基準を満たすことは

できない。

- 分解による変更
- 梱包または再梱包による変更
- 通関の際、未完成または分解された状態で提示される物品について、関税率表の解釈に関する通則 2(a)の適用による変更
- 単純な組み立ての結果による変更

2. 発給機関

以下の団体から非特惠の原産地証明が発行される。ただし、タイ工業連盟では、申請者以外の者が製造した物品について原産地証明書の発行申請を行う場合、その申請者はタイ工業連盟の会員である必要がある。

商務省外国貿易局

(URL: <http://www.dft.moc.go.th>)

タイ商工会議所

(URL: <http://www.thaichamber.org>)

タイ工業連盟

(URL: <http://www.fti.or.th>)

3. 必要書類

必要事項が記入された原産地証明書のドラフト
コマーシャルインボイス
梱包明細書
B/L または Air Waybill その他運送にかかる書類
輸出申告書のコピー

4. 取得費用

- (1) 商務省外国貿易局
30THB
- (2) タイ商工会議所
190THB (+VAT7%)
- (3) タイ工業連盟
240THB (非会員の場合には、280THB)

5. 取得までの日数

通常申請した日に取得することが可能

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則 特になし

II. タイへの輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、タイの原産地規則を適用する場合の原産地規則

輸入についても輸出時同様、原則 I.1.(1)に示す法令に従う。

2. タイの原産地規則を適用する場合の対応方法

特になし。

<根拠法令・参考資料>

General Information about C/O in Thailand

<http://www.customs.go.th/wps/wcm/connect/custen/traders+and+business/certificateof+origin/certificateoforigin>

<http://www.customs.go.th/wps/wcm/connect/custen/traders+and+business/rules+of+origin+%28roo%29/wto+roo/wtoroo>

Announcement of Ministry of Commerce related to C/O issuance

<http://www.dft.go.th/Portals/0/Legal/246@25540321-1043103117.doc>

Guidance of filling C/O application form

http://www.dft.go.th/Portals/0/ContentManagement/Document_Mod686/Form%20CO%20%E0%B8%97%E0%B8%B1%E0%B9%88%E0%B8%A7%E0%B9%84%E0%B8%9B@25551002-1847428713.pdf

第七章 ベトナム

I. ベトナムからの輸出

1. 非特惠の原産地証明書発給のためのベトナムの原産地規則

(1) 概要

2006年2月20日付の政府法令 19/2006/ND-CP 第6条で、以下の区分に応じて非特惠の原産地規則を定めている。

- a.) 単一の国で生産された物品
- b.) 複数の国で生産された物品

以下、これらについて詳述する。

(2) 単一の国で生産された物品

以下に掲げる物品は、ベトナムで生産されたものとみなされる。

- a.) ベトナムで収穫された作物と作物からの生産物
- b.) ベトナムで生まれ育った、生きている動物
- c.) 上記第 b.) 項に規定された、生きている動物から生産された物品
- d.) ベトナムで、わなかけ、捕獲、養殖、収集または狩猟によって取得された物品
- e.) ベトナムの土壌、水域、海洋底もしくは海から生成、抽出または取得された、上記 a.) 項から d.) 項に記載されていない鉱産物およびその他の物品
- f.) ベトナムの領域外の水域、海底またはその下から得られる物品。ただし、ベトナムが国際法に基づき、当該水域、海底またはその下を開発する権利を有することを条件とする。
- g.) ベトナムの船舶によって公海で捕獲された生産物とその他の水産養殖生産物
- h.) 上記 g.) 項に規定されている生産物からベトナムの船上で加工または作成した生産物
- i.) ベトナムで本来の目的を果たすことができず、修理や回復が不可能であり、廃棄もしくは原材料として使用することのみに適するもの
- j.) ベトナムで a.) 項から i.) 項までに規定された品目から加工または製造された物品

(3) 複数の国で生産された物品

複数の国で生産された物品については、最後に実質的な変更が行われた国が原産地とみなされる。実質的な変更が行われたかどうかの判定については、一定の物品（「Circular 08/2006/TT-BTM」および「Circular 10/2006/TT-BTM」の各 Appendix に掲げてある物品。後述のリンク参照）を除き、関税番号変更基準により判定され、物品の関税番号の「項」（HS コードの上 4 桁）が、ベトナムで行われた加工または

製造により、当該物品のすべての非原産原料または材料の「項」と異なる場合（HSコードの上4桁レベルの変更）、当該加工または製造で得られた物品等は、ベトナムで生産されたものとみなされる。

(4) 原産地の決定を行う上でのその他の注意点

以下のような単純作業がベトナムで行われたことにより生産された場合、その物品はベトナムで生産されたものとはみなされない。

- 輸送または保管の際に物品を良好な状態に保つための換気、開梱、乾燥、冷凍、塩水漬け、水溶液化、破損部分の除去等の作業
- 除塵、検査、仕分け、分類等の単純な作業
- 瓶、箱、ケース等に詰めるような単純な作業
- 物品または包装へのマーク付けまたはラベル付け
- 異なる種類か否かを問わず、物品の単純な混合
- 完成品の組み立て
- 上記までの作業の組み合わせ
- 食肉処理等

2. 発給機関

ベトナム商工会議所

(URL: <http://vcci.com.vn/>)

3. 必要書類

- 原産地証明書申請書
- 必要事項が記入された原産地証明書のドラフト
- 税関手続きが行われた輸出税関申告書の写し（輸出される物品について、国内法により輸出申告が免除されている場合を除く）
- 上記以外に、必要に応じて以下の書類の提出を求められることがある。
 - 原材料等を輸入した際の輸入申告
 - 輸出許可書
 - 売買契約書
 - インボイス
 - B/L または Air Waybill その他運送にかかる書類
 - 輸出される生産物の原産地を証明するその他一定の書類

4. 取得費用

不要

5. 取得までの日数

申請後、3 営業日

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則

「Circular 08/2006/TT-BTM」および「Circular 10/2006/TT-BTM」の各 Appendix に掲げてある物品については、物品ごとに原産地規則が定められている。

対象物品

(URL : Circular 08/2006/TT-BTM

<http://www.customs.gov.vn/English/Lists/Documents/ViewDetails.aspx?List=889a92fd%2De7a0%2D4c8e%2Db800%2D80ff1158ebaf&ID=923>)

(URL : Circular 10/2006/TT-BTM

<http://www.customs.gov.vn/English/Lists/Documents/ViewDetails.aspx?List=889a92fd%2De7a0%2D4c8e%2Db800%2D80ff1158ebaf&ID=900>)

この品目別規則では、付加価値基準 (ad valorem criterion) が一部用いられており、当該付加価値基準が適用される場合、ベトナムでの非原産材料の製造または加工後に発生した付加価値の割合により原産地の判定を行うこととされている。

具体的には以下の算式で計算された割合が 30% を超える場合には、ベトナムが原産地とみなされる。

$$\text{付加価値割合(\%)} = \frac{\text{FOB 価格} - \text{非原産材料の価格}}{\text{FOB 価格}} \times 100$$

II. ベトナムの輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、ベトナムの原産地規則を適用する場合の原産地規則

輸入についても輸出時同様、原則 I.1.(1) に示す法令に従う。

2. ベトナムの原産地規則を適用する場合の対応方法

特になし

<根拠法令>

- Commercial Law 36/2005/QH11 of the National Assembly dated 14 June 2005
(URL:<http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/English/legaldocuments/Policies?categoryId=886&articleId=10001405>)

- Decree 19/2006/ND-CP of the Government dated 20 February 2006 providing detailed provisions for the implementation of the Commercial Law with respect to origin of goods;
(URL:http://www.dncustoms.gov.vn/web_english/english/nghi_dinh/19_QD_CP_20_02_2006.htm)

- Circular 07/2006/TT-BTM of the Ministry of Trade (now known as “the Ministry of Industry and Trade”) dated 17 April 2006 guiding the procedure for and management of the grant of Certificate of Origin
(URL:<http://www.customs.gov.vn/English/Lists/Documents/ViewDetails.aspx?List=889a92fd%2De7a0%2D4c8e%2Db800%2D80ff1158ebaf&ID=924>)

- Circular 08/2006/TT-BTM of the Ministry of Trade dated 17 April 2006 on determination of origin of goods having multiple countries of origin
URL:
http://moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=5425

- Circular 10/2006/TT-BTM of the Ministry of Trade dated 01 June 2006 amending Circular 08/2006/TT-BTM
(URL:http://moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=5425)

第八章 中国

I. 中国からの輸出

1. 非特惠の原産地証明書発給のための中国の原産地規則

(1) 概要

中国で完全に生産された物品は、完全生産品基準で判断される。

また、複数の国で生産された物品の原産地は、実質的な変更が加えられた製造または加工が完了した場所に基づいて判断される。

以下、これらについて詳述する。

(根拠法)

- Regulations of the People's Republic of China on Place of Origin of Imports and Exports(2004)
- Provisions on the Substantial Transformation of Criteria in Non-Preferential Rules of Origin(2004)
- the administration measures of certificate of origin visa for non-preferential rules of origin(2009)

(2) 中国で完全に生産された物品

以下に掲げる物品は、中国で生産された物品とみなされる。

- a.) 中国で生まれ、かつ成育した、生きている動物
- b.) 中国で狩猟または漁ろうにより得られた物品
- c.) 中国で動物（生きているものに限る）から得られた物品
- d.) 中国で収穫された植物性生産品
- e.) 中国で採掘された鉱物性生産品
- f.) a.)項から e.)項に掲げる物品以外で、中国で得られる原材料
- g.) 中国で行われた製造または加工により生じたくずで、廃棄されまたはリサイクルされるもの
- h.) 中国で収集された物品で、回復または修理が不可能なもの、または中古物品から再利用される部品もしくは原材料原料
- i.) 中国の船舶により公海並びに中国の排他的経済水域の海域および外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
- j.) 中国の船舶で i.)項に掲げる物品のみを原料または材料として生産された物品
- k.) 中国の領水外の水域、海底またはその下から得られる物品で、中国がその採掘についての権利を有しているもの
- l.) 中国で上記 a.)項から k.)項に掲げる物品から製造される物品

(3) 複数の国で生産された物品

実質的な変更が加えられた製造または加工に対しての判定は、関税番号変更基準に基づいて行われるが、この基準を満たさない場合であっても、品目によっては付加価値基準または加工工程基準を満たせば、実質的な変更が加えられたものとみなされる。なお、付加価値基準または加工工程基準の適用については、品目ごとに原産地規則が定められている。

[http://www.customs.gov.cn/tabid/509/ctl/InfoDetail/InfoID/225339/mid/75581/Default.aspx?ContainerSrc=\[G\]Containers%2f_default%2fNo+Container](http://www.customs.gov.cn/tabid/509/ctl/InfoDetail/InfoID/225339/mid/75581/Default.aspx?ContainerSrc=[G]Containers%2f_default%2fNo+Container)

a.) 関税番号変更基準

物品の関税番号の「項」(HSコードの上4桁)が、中国で行われた加工または製造により、当該物品のすべての原料または材料の「項」と異なる場合(HSコードの上4桁レベルの変更)、当該加工または製造で得られた物品等は、中国で生産されたものとみなされる。

b.) 付加価値基準

以下の算式で計算された付加価値割合が30%以上となる場合には、その物品は中国で生産されたものとみなされる。

$$\text{付加価値割合(\%)} = \frac{\text{工場出荷時の物品価格} - \text{非原産材料の価格(注2)}}{\text{工場出荷時の物品価格(注1)}} \times 100$$

(注1) 製造業者に対して支払われる最終物品の価格

(注2) 物品に組み込まれる輸入原材料・部品(原産地不明のものを含む)のCIF価格

c.) 加工工程基準

その物品に基本的な特性を与える製造または加工が最終的に行われた場所により、その物品の原産地を判定する。

[http://www.customs.gov.cn/tabid/509/ctl/InfoDetail/InfoID/225339/mid/75581/Default.aspx?ContainerSrc=\[G\]Containers%2f_default%2fNo+Container](http://www.customs.gov.cn/tabid/509/ctl/InfoDetail/InfoID/225339/mid/75581/Default.aspx?ContainerSrc=[G]Containers%2f_default%2fNo+Container)

2. 発給機関

中国国家質量監督検閲検疫総局、中国国際貿易促進委員会およびこれらに指名された地方の団体から発給されている。例えば、広州地区の場合、広州輸出入検査検疫局(Guangzhou Entry-exit Inspection and Quarantine、<http://www.gz.gdcqi.gov.cn/>)や、中国国際貿易促進委員会広東省委員会(China

Council for the Promotion of International Trade Guangdong Committee)。

3. 必要書類

(1) 広州輸出入検査検疫局

法人および職員の登録をした上で、オンラインで申請を行い、原産地証明の発給を受ける。

(2) 中国国際貿易促進委員会広東省委員会

法人の登録をした上で、オンラインで申請を行い、原産地証明の発給を受ける。

いずれに原産地証明書の申請を行う場合でも、原則として書類等の提出は求められていない。

4. 取得費用

広州輸出入検査検疫局	RMB30 から RMB40
中国国際貿易促進委員会広東省委員会	RMB30 から RMB40

5. 取得までの日数

実務的には1営業日から3営業日

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則

上記 1. (3)を参照。

II. 中国への輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、中国の原産地規則を適用する場合の原産地規則

輸入品に関する非特恵の原産地規則は、輸出品にかかる原産地規則が準用される。そのため、輸出国が発行した非特恵の原産地証明書が中国輸入時に受け入れられるか現時点では明らかでなく、実務的には、事前に当局に対して輸入物品の原産地規則の確認を行うことが望ましい。

2. 中国の原産地規則を適用する場合の対応方法

特になし

<根拠法令>

the Regulations of the People's Republic of China on Place of Origin of Imports and Exports(2004) 《中华人民共和国进出口货物原产地条例》(2004):

http://www.gov.cn/zwggk/2005-05/23/content_240.htm

Provisions on the Substantial Transformation of Criteria in Non-Preferential Rules of Origin(2004) 《关于非优惠原产地规则中实质性改变标准的规定》(2004):

[http://www.customs.gov.cn/tabid/509/ctl/InfoDetail/InfoID/225339/mid/75581/Default.aspx?ContainerSrc=\[G\]Containers%2f_default%2fNo+Container](http://www.customs.gov.cn/tabid/509/ctl/InfoDetail/InfoID/225339/mid/75581/Default.aspx?ContainerSrc=[G]Containers%2f_default%2fNo+Container)

the Administration Measures of Certificate of Origin Visa for Non-Preferential Rules of Origin(2009) 《中华人民共和国非优惠原产地证书签证管理办法》(2009):

http://www.gov.cn/flfg/2009-07/02/content_1355156.htm

the Interim Provisions of pre-determination of the place of origin for the imports(2012) 《进口货物原产地预确定暂行规定》(2012):

<http://law.wkinfo.com.cn/document/show?aid=MTAxMDAwMTgyNjI%3D&title=%E6%B5%B7%E5%85%B3%E6%80%BB%E7%BD%B2%E5%85%B3%E4%BA%8E%E5%8D%B0%E5%8F%91%E3%80%8A%E8%BF%9B%E5%8F%A3%E8%B4%A7%E7%89%A9%E5%8E%9F%E4%BA%A7%E5%9C%B0%E9%A2%84%E7%A1%AE%E5%AE%9A%E6%9A%82%E8%A1%8C%E8%A7%84%E5%AE%9A%E3%80%8B%E7%9A%84%E9%80%9A%E7%9F%A5&bid=&collection=legislation&language=%E4%B8%AD%E6%96%87&tokens=%E6%B5%B7%E5%85%B3%E6%80%BB%E7%BD%B2%E5%85%B3%E4%BA%8E%E5%8D%B0%E5%8F%91%E3%80%8A%E8%BF%9B%E5%8F%A3%E8%B4%A7%E7%89%A9%E5%8E%9F%E4%BA%A7%E5%9C%B0%E9%A2%84%E7%A1%AE%E5%AE%9A%E6%9A%82%E8%A1%8C%E8%A7%84%E5%AE%9A%E3%80%8B%E7%9A%84%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%8B&showType=0>

第九章 韓国

I. 韓国からの輸出

1. 非特恵の原産地証明発給のための韓国の原産地規則

(1) 概要

原産地規則は韓国商工会議所が定め、以下の法律に準拠している。

- i) 韓国関税法第 229 条
- ii) 対外貿易法第 34 条および第 37 条
- iii) 対外貿易法施行令第 56 条、61 条および第 66 条
- iv) 対外貿易管理規程第 85～92 条

以下、具体的な規則について詳述する。

(2) 完全生産品基準

以下に掲げる物品は、完全生産品基準を満たすものとして、韓国で生産されたものとみなされる（対外貿易管理規程第 85 条第 1 項）。

- a.) 韓国国内で生産された鉱物、農作物
- b.) 韓国で生まれ、生育した動物（生きているものに限る）
- c.) 韓国国内で狩猟または漁猟により得られた物品
- d.) 韓国の船舶により、韓国の領海または排他的経済水域から得られる水産物
- e.) 韓国における生産または加工から生ずるくず
- f.) 韓国国内または韓国の船舶で、上記 a.) 項から e.) 項に掲げるいずれかの物品により生産または加工された物品

(3) 完全には得られず、または生産されない産品

物品の関税番号の「号」（HS コードの上 6 桁）が、韓国で行われた加工または製造により、当該物品のすべての原料または材料の「号」と異なる場合（HS コードの上 6 桁レベルの変更）、当該加工または製造で得られた物品等は、韓国で生産されたものとみなされる。

ただし、以下の単純な加工作業等による変更は、原産地の判定の上で考慮されない（対外貿易管理規程第 85 条第 2 項）。

- a.) 輸送または保管の間に物品を良好な状態に保管するために行う作業
- b.) 発送や輸送のための加工
- c.) 物品の販売に関する作業（包装を含む）
- d.) 換気、乾燥または簡易的な加熱（焙煎および直火焼きを含む）、冷凍、不要部分の選別、さび防止加工、移動、ふるい、整理、テスト、マークやラベルの修正、希釈、水溶液化、吸湿、塩漬け、砂糖漬け、イオン化、脱穀、殻向き、簡易な切断、混合、冷凍、冷蔵、家畜の食肉処理、展開、圧搾、韓国知識経済省により指定された単純作業

2. 発給機関

韓国商工会議所

(URL: <http://www.korcham.net/>)

3. 必要書類

輸出申告を証する書類

4. 取得費用

7,000KRW (韓国商工会議所会員の場合には無料)

5. 取得までの日数

手続終了後約半日

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則

特になし

II. 韓国への輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則ではなく、韓国の原産地規則を適用する場合の原産地規則

(1) 対象国

すべての国が対象

(2) 対象物品および原産地規則

輸入についても輸出時同様、原則 I.1.(1)に示す法令に従うが、次に掲げる物品については以下の規則による。

i) HS 0102 生きている牛

原則として、生まれた国が原産地国となるが、生まれた国と育った国が異なる場合には、育った国における期間が 6 月以上である場合には、育った国が原産地国となり、これが 6 月に満たない場合には、生まれた国が原産地国となる。

ii) HS 0103 生きている豚

原則として、生まれた国が原産地国となるが、生まれた国と育った国が異なる場合には、育った国における期間が 2 月以上である場合には、育った国が原産地国となり、これが 2 月に満たない場合には、生まれた国が原産地国となる。

iii) HS 01 牛、豚以外の生きている動物

原則として、生まれた国が原産地国となるが、生まれた国と育った国が異なる場

合には、育った国における期間が 1 月以上である場合には、育った国が原産地国となり、これが 1 月に満たない場合には、生まれた国が原産地国となる。

iv) HS 61:衣類（編物製）

衣類が編まれた国が原産地国となるが、一部が編み物である場合や縫物で作成されている場合、裁縫が行われた国が原産地になる。

v) HS 62: 衣類（織物製）

原則として、裁縫が行われた国が原産地国となる。ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラーその他これらに類する衣類に関しては、織物作業が行われた国を原産地とする。

(3) 発給機関

韓国関税庁、知識經濟部

(4) 法的根拠

対外貿易管理規程 附属書 9

2. 韓国の原産地規則を適用する場合の対応方法
特になし

<根拠法令>

Customs Act

Foreign Trade Act

Enforcement Decree of The Foreign Trade Act

[\(http://elaw.klri.re.kr/\)](http://elaw.klri.re.kr/)

当サイトに登録後、検索して閲覧可能。登録料は無料。

第十章 台湾

I. 台湾からの輸出

1. 非特惠の原産地証明書発給のための台湾の原産地規則

(1) 概要

Regulations Governing Certificates of Origin and Certificates of Processing によると、台湾から輸出される物品は、以下のいずれかの要件を満たす場合に台湾が原産地とみなされる。

- 当該締約国の原産材料のみから生産される産品
完全生産品基準
- 非原産材料を用いて生産される産品または複数の国・地域で生産される産品
関税番号変更基準
付加価値基準

以下、これらの基準の詳細について記述する。

(2) 完全生産品基準

以下に掲げる物品は、完全生産品基準を満たすものとして、台湾で生産されたものとみなされる。

- a.) 台湾国内で採掘された鉱物性生産品
- b.) 台湾国内で収穫された植物性生産品
- c.) 台湾国内で生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る）
- d.) 台湾国内で動物（生きているものに限る）から得られた物品
- e.) 台湾国内で狩猟または漁ろうにより得られた物品
- f.) 台湾の船舶により採捕された水産物またはこれらの水産物を加工して得られた物品
- g.) 台湾が海底の開発権を有する台湾領海外の海域で採掘された物品
- h.) 台湾で収集され、原材料の再利用にのみ適するものであって、その国における製造もしくは加工作業から生ずるくず
- i.) 台湾国内で前各項に掲げる物品のみを原料または材料として生産された物品

(3) 関税番号変更基準

物品の関税番号の「号」(HS コードの上 6 桁)が、台湾国内で行われた加工または製造により、当該物品の原料または材料の「号」と異なる場合 (HS コードの上 6 桁レベルの変更)、当該加工または製造で得られた物品等は、台湾で生産されたものとみなされる。

(4) 付加価値基準

物品の重要な加工または製造が台湾国内で完結する、または台湾国内における加工または製造による付加価値割合が 35%を超える場合、当該加工または製造で得られた物品等は、台湾で生産されたものとみなされる。

$$\text{付加価値割合(\%)} = \frac{\text{FOB 価格 (貸品出口価格)} - \text{CIF 価格 (進口原材料及び零件価格)}}{\text{FOB 価格 (貸品出口価格)}}$$

(5) 原産地の決定を行う上でのその他の注意点

以下のような作業が台湾国内で行われたことで生産された場合、その物品は台湾で生産されたものとはみなされない。

- 輸送または保管の際に物品を良好な状態に保つための作業
- 物品またはその包装へのマーク、ラベル等の貼付け、分類等の作業
- 物品自体の質が大幅に変化しないような物品の単純な結合作業
- 物品の単純な裁断または組立作業
- 物品自体の特性が変化しないような検査、希釈または濃縮等の作業

2. 発給機関

国際貿易局 (Bureau of Foreign Trade: BOFT) の認可を受けた各種団体が原産地証明書の発給を行うことができる。

3. 必要書類

- 原産地証明書の発行申請書
- 輸出申告書およびその他のサポート資料のコピー
- その他の必要な資料

(URL: <http://www.taiwanchambers.net/ENGLISH/cert.asp>)

4. 取得費用

250 台湾ドル

5. 取得までの日数

申請後半日程度

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則

特になし

II. 台湾への輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、台湾の原産地規則を適用する場合の原産地規則

台湾への輸入品の原産地については、独自の原産地規則が適用される。その原産地規則については Regulations Governing the Determination of Country of Origin of Imported Goods に定められており、その内容は輸出品に関する原産地規則と同様の内容となっている。

2. 台湾の原産地規則を適用する場合の対応方法

特になし

<根拠法令>

(1) Regulations Governing Certificates of Origin and Certificates of Processing

(原産地証明書及加工証明書管理辦法)

<http://www.trade.gov.tw/english/Pages/List.aspx?nodeID=100>

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=170>

(2) Regulations Governing the Determination of Country of Origin of Imported Goods

進口物品原産地認定標準

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350047>

<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350047>

(3) Customs Act (關稅法)

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350001>

<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350001>

(4) Foreign Trade Act (貿易法)

<http://www.trade.gov.tw/english/Pages/List.aspx?nodeID=100>

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=168>

第十一章 米国

I. 米国からの輸出

1. 非特惠の原産地証明書発給のための米国の原産地規則

(1) 概要

米国商工会議所が定めており、以下の法律が定める原産地規則が準用される。

- U.S. Code of Federal Regulations(CFR)
Title 19 – Customs Duties – Part 102 – Rules of Origin
- U.S. Customs and Border Protection Federal Register

(2) 原則

原則として、以下の要件を満たす物品は米国で生産されたものとみなされる。

- a.) 米国国内で完全に得られ、または生産された物品
- b.) 米国産の材料からのみ生産された物品
- c.) 19 CFR Part102.20 に定める関税番号変更基準を満たした物品

(URL:<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2011-title19-vol1/xml/CFR-2011-title19-vol1-sec102-20.xml>)

(3) 関税分類表でセットにした物品または混合物とされているもの、または関税率表の解釈に関する通則(以下「解釈通則」)3に基づき分類した結果、セットにした物品、混合または結合物とされるもの以外で、上記(2)項により区分できないものについては、以下の方法で判定される。

- a.) その物品に重要な特性を与える一つの原材料の原産国が原産地となる。
- b.) その物品に重要な特性を与える原材料に代替性があり、かつ混合されており、その混合されている原料を物理的に識別することが困難である場合には、物品の原産地は、この 19 CFR Part181 に規定されている在庫管理法に基づいて判断される。

(4) 原産地がこのセクションの(2)項または(3)項により決定することができず、関税分類表でセットにした物品または混合物とされるもの、または解釈通則 3 に基づき分類した結果セットにした物品、混合または結合物とされるものについては、その物品の本質的特性を考慮して物品の原産地を判断する。

(5) 原産地を上記(2)項から(4)項までに掲げる方法で決定することができない場合には、物品の原産地は、以下のよう決定される。

- a.) 軽微な加工により生産された物品は、その物品の本質的特性を考慮して判断する。
- b.) 単純な組み立てによって生産された物品で、その組み立てられた物品に重要な特性を与えている組立部品が単一の国から輸入されているものについては、これらの組立部品の原産地をその物品の原産地とする。
- c.) 上記(5) a.)項および b.)項により物品の原産地を決定することができない場合には、最後の生産加工工程が行われた場所を原産地とする。

(6) 代替性のある物品

異なる原産地の代替性のある物品が混合されている場合、物品の原産地は a.)項または b.)項となる。

- a.) 混合されている物品の原産地
- b.) その物品が代替性のある物品で混合されており、その混合されている原料を物理的に識別することが困難である場合には、物品の原産地は、この 19CFR Part 181 に規定されている在庫管理法に基づいて判断される。

(7) デミニマスルール

- a.) 下記 b.)項と c.)項を除き、19CFR102.20 に定める関税番号変更基準、またはその他の一定の要件を満たさない非原産材料が物品に組込まれている場合で、これらの原料の価額がその物品の価額の 7% (関税番号分類第 22 類の物品は 10%) を超えないとき、それらの原料は、その物品の原産地の決定にあたって考慮する必要はない。
- b.) 上記 a.)項は、関税番号分類の第 1 類、2 類、3 類、4 類、7 類、8 類、11 類、12 類、15 類、17 類、または第 20 類に分類される物品に組込まれている非原産材料には適用されない。
- c.) 19CFR 102.21 に定められている関税番号変更基準、またはその他一定の要件を満たさない原料が繊維製品またはアパレル製品に組込まれる場合で、その物品の重量が組込まれた繊維製品またはアパレル製品の総重量に占める割合の 7% を超えない場合、これらの原料は、その繊維物品またはアパレル物品の原産地の決定にあたっては考慮する必要はない。

2. 発給機関

米国商工会議所

(URL:<http://www.uschamber.com/>)

原産地証明書(米国と米国外の両方)は、ICS Consulting, LLC が提供する EZCertOrigin™ を通じて、米国商工会議所から発給される。

(URL: <https://www.ezcertorigin.com/default.aspx>)

3. 必要書類

- インボイス
- B/L または Air Waybill その他運送にかかる書類
- クレジットカード番号または小切手(クレジットカード料金; 小切手は証明付きであること)
- 商工会議所会員番号
- 宣誓供述書(当局から求められた場合)

取得の流れ: <https://www.ezcertorigin.com/Instructions.aspx>

フォーム: <https://www.ezcertorigin.com/Forms.aspx>

4. 取得費用

USD \$40.00(米国商工会議所非会員の場合には、USD \$150.00)

5. 取得までの日数

2 営業日から 3 営業日

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則

繊維製品およびアパレル製品には、上記 1. とは別の原産地規則が設けられている。

(1) 発給手続き

他の物品と同様に、EZCertOrigin™を通じて米国商工会議所が発給を行っている。

(2) 原産地規則

a.) 米国国内で完全に生産されまたは取得された繊維製品またはアパレル製品は、米
国が生産地とみなされる。

b.) a.)項により、原産地の判定ができない場合、一定の物品については、その物品ごと
にそれぞれ原産地規則が定められている。

(URL:[http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2011-title19-vol1/pdf/CFR-2011-title19-v
011-sec102-21.pdf](http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2011-title19-vol1/pdf/CFR-2011-title19-v
011-sec102-21.pdf) (注)585 ページ以降の表を参照)

c.) a.)項および b.)項で決定できない場合

(i) 一定の編物は、その編物が編みあげられた単一の国が原産地とされる。

(ii) 59 類の布地、HS コードが 5609, 5807, 5811, 6213, 6214, 6301 から 6306 までと
6308, 6209.20.5040, 6307.10, 6307.90 と 9404.90 に分類される物品以外の繊維
製品またはアパレル製品で、当該物品が一定の編物には該当せず、単一の国
で完全に組立てられたものである場合には、その物品の原産地は、その物品が
完全に組立てられた単一の国とされる。

d.) 上記 a.)項、b.)項および c.)項で原産地を決定できない場合、物品の原産地は、最
も重要な組立工程または製造工程が行われた単一の国とされる。

e.) 上記 a.)項、b.)項、c.)項および d.)項で原産地を決定できない場合、物品の原産地
は、その重要な組立工程または製造工程が行われた最後の単一の国とされる。

II. 米国への輸入

1. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、米国の原産地規則を適用する場合の原産地規則

米国では、すべての輸入品は、輸出品と同様の原産地規則が適用される。

2. 米国の原産地規則を適用する場合の対応方法
特になし

<根拠法令>

U.S. Code Title 19 – Customs Duties

http://uscode.house.gov/download/title_19.shtml

U.S. Code of Federal Regulations Title 19 – Customs Duties

Parts 0-140:

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2012-title19-vol1/pdf/CFR-2012-title19-vol1.pdf>

Parts 141-199:

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2012-title19-vol2/pdf/CFR-2012-title19-vol2.pdf>

Parts 200-360:

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2012-title19-vol3/pdf/CFR-2012-title19-vol3.pdf>

U.S. Customs and Border Protection Informed Compliance Publication – U.S. Rules of Origin

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/informed_compliance_pubs/icp026.ctt/icp026.pdf

U.S. Customs and Border Protection Federal Register

<https://www.federalregister.gov/agencies/u-s-customs-and-border-protection>

第十二章 EU

I. EU からの輸出

1. 非特恵の原産地証明書発給のための EU の原産地規則

(1) 概要

EU 関税規約の中で、EU 域内で完全に取得または生産された物品に関する規則と、非原産材料を用いて生産された物品に関する規則とに分かれている。

以下、これらの規定について説明する。

(2) 完全に取得または生産された物品に関する規則

以下に掲げる物品は、その国で生産されたものとみなされる。

- a.) その国内で抽出された鉱物性生産品
- b.) その国内で収穫された植物性産物
- c.) その国内で生まれ育った生きた動物
- d.) その国で育成された生きた動物から生産された物品
- e.) その国内で狩猟または漁ろうにより得られた物品
- f.) その国の船舶により公海ならびにシンガポールの排他的経済水域の海域および外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
- g.) その国の船舶で f.) 項に掲げる物品のみを原料または材料として生産された物品。ただし、かかる加工船がその国で登録され、その国の国旗を掲揚している場合に限る。
- h.) 領海外の水域、海底またはその下から得られる産品。ただし、その国がその海底またはその下を開発する権利を有する場合に限る。
- i.) その国で収集され、原材料の再利用にのみ適するものであって、その国における製造もしくは加工作業から生ずるくず
- j.) その国で a.) 項から i.) 項までに規定する産品のみから得られ、または生産される産品

(3) 非原産材料を用いて生産された物品に関する規則

実務上、複数の国で生産された物品には、非原産材料を用いて生産された物品に関する規則が適用される。その内容は、新たな物品が製造され、もしくは製造における重要な過程が行われ、最後に実質的かつ経済的な処理または加工が行われた国、つまり実質的な変更が行われた国が原産地とされる。

具体的には、品目別規則の対象物品以外の物品については、WTO における非特恵の原産地規則の統一調和プログラムであるハーモナイゼーション・ワーク・プログラム (Harmonization Work Program) に基づいて作成された物品ごとの原産地規則が定められている (リストルール)。

(URL:http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/non-preferential/article_1622_en.htm)

2. 発給機関

基本的には、商工会議所で発行される。たとえば以下のとおり。

オランダ	オランダ商工会議所 (URL: http://www.kvk.nl)
英国 (London の場合)	ロンドン商工会議所 (URL: http://www.londonchamber.co.uk/lcc_public/article.asp?id=1&did=&aid=4478&st=certificate)
フランス	フランス商工会議所 (URL: www.cci.fr) (URL: https://www.formalites-export.com/seam-gefi/vies/generalites/contactList.seam)

3. 必要書類

各国で異なる。一般的には、インボイス、委任状、船積書類等が必要とされる。

4. 取得費用

各国で異なる。たとえば以下のとおり。

オランダ	EUR18.50(オンラインでの申請の場合には、EUR13.00)
英国	GBP43.2(商工会議所会員の場合には、GBP21.6)
フランス	EUR8
ドイツ	EUR5
スペイン	EUR40

5. 取得までの日数

1 営業日～3 営業日程度(申請先に応じて異なる)

6. 特定の品目について定めている原産地証明書の発給手続きおよび原産地規則

(1) 織物および織物物品に関する品目別規則

欧州委員会規則 No 2454/93 Annexes10 で、織物および織物物品の種類に応じて定められている。

織物および織物製品の適用にあたっては、原則的に、関税番号変更基準で判定を行うこととなるが、一部の織物物品に関してはその限りではなく、Annexes10 の適用方法について記載がある Annexes9 と併せて確認する必要がある。

Annexes9

(URL:<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20090701:EN:PDF> (345 ページから))

Annexes10

(URL:<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20090701:EN:PDF> (348 ページから))

(2) 織物および織物製品以外の物品に関する品目別規則

欧州委員会規則 No 2454/93 Annexes11 に掲げる動物の肉、卵、ワイン、陶磁器、軸受、テレビ受信機等の物品は、欧州委員会規則 No 2454/93 Annexes11 でその原産地規則について特例を定めている。

Annexes11

(URL:<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20090701:EN:PDF> (354 ページから))

II. EU への輸入

3. 輸入品に対し、輸出国側の原産地規則でなく、EU の原産地規則を適用する場合の原産地規則

輸入についても輸出時同様、原則 I.1.(1)に示す法令に従う。

4. EU の原産地規則を適用する場合の対応方法

特になし

<根拠法令>

(欧州連合)における関連法令

EU 関税規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1992R2913:20070101:EN:PDF>

施行規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20090701:EN:PDF>

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ビジネス情報サービス課が委託調査を行ったものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構(ジェトロ)の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これはたとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

2013年3月作成

作成者 ジェトロ(日本貿易振興機構)ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651
